

いわゆる「監獄部屋」労働の社会的背景

永井秀夫

1 戦時期までの調査研究

北海道の開拓は、この1世紀のあいだに著しい進展を見せたが、北の厳しい自然条件のなかで、強行的な資源開発や交通基盤整備を行ってきたために、多くの開拓犠牲者を生むことになった。北海道のいたるところ道路に鉄道に隧道に、工事犠牲者の骨が埋まっていると言いつたされていることは、この開拓犠牲の大きさを物語っている。その多くは、監獄部屋と呼ばれる北海道に特徴的な労働組織から生み出されたものであり、監獄部屋は、約半世紀の間、文明社会の中の暗黒の汚点、北海道の恥ずべき欠陥と指弾されながらも、開拓の基礎過程の中に行きつづけていた。

もちろん、開拓犠牲者は、監獄部屋（タコ部屋）の労働者に限られているわけではない。開拓の初期に投入された囚人労働力も、日華事変以降大量に動員された強制連行者たちも、それと似た強制・酷使・虐待を受け、多くの犠牲者を生んでいる。

また、開拓犠牲者は、土木労働者に限らず、炭鉱労働者、港湾労働者、積取労働者などからも多く生じているが、その中心をなすのはやはり土木労働者であり、なかでも労働組織の非人道性と、その実態や犠牲者を調査特定することの困難さにおいて、監獄部屋労働が典型的である。だからこそ、明治後期から、この労働組織に関して、多くの調査が試みられ、非難と改善要求の声が挙げられてきたのである。

監獄部屋に関する戦時中までの調査研究は、この残酷な現実を前にして多かれ少なかれ同情と憤激を抱き、これが改善ないし廃止を求めるような主張を背景として行われたものである。小樽新聞の明治33年(1900)10月に連載された「工夫の惨状」は、この種の調査と批判のなかでももっとも早いものであろう。この時期すでに悪らつな周旋業者、部屋への監禁、労働強制、交信の遮断、逃走者の虐殺、病弱者の虐待、警察取締りの緩漫などの事実がでそろっており、そこに描かれているのは、ほとんど完全な監獄部屋である。土木労働者の監禁制は明治23年以降の北海道炭礦鉄道諸路線の建設に始まるとされるが、周旋業者の分離独立による詐欺誘拐まがいの人夫の募集を含む監獄部屋の体系的な確立は明治30年以後に求めてよいであろう。

新聞はこの後、この暗黒世界を探訪し、虐待・惨殺事件を報道し続けてきた。戦時下の言論統制や紙面の縮小によって監獄部屋に関する報道は姿を消すが、それまで北海道の各新聞が、この暗黒の事実を直視し続けたことは特筆すべきことである。

監獄部屋に関する調査研究と批判は、大別すると官庁の社会政策的立場からのもの、司法担当官の治安・犯罪防衛的立場からのもの、その他人道主義的、社会主義的、キリスト教的などの立場のものに分けることができる。最初の本格的調査といわれる東京市社会局『地方人夫部屋に関する調査』(大正12年)や、北海道庁社会課長竹谷源太郎の『監獄部屋廃止論』(昭和6年)は社会政策的観点からの主張を含む調査である。北海道庁労政課員による「衛生健康状態調査」(昭和16年)も同種のものであろう。一方、司法検事の調査として、著名な石田広「所謂監獄部屋の研究」(司法研究第8輯2、昭和3年)と弓削小平「北辺の労働と出稼関係—附之に基く犯罪現象—」(司法研究第28輯17、昭和15年)とがある。これらは生々しい調査や当事者の告白や、警察関係の統計資料などを含んでいるため、監獄部屋システムの全体像をとらえるには不可欠の資料

である。この問題に関する古典的で、かつもっとも詳細な研究である筆宝康之の業績「建設業における労資関係制度」（北大経済学研究21-2）も、主にこれらの文献資料を丹念に調査された結果生み出されたものである。はじめに述べたように、監獄部屋問題に関する同時代の調査研究は、多かれ少かれ現実的な関心にもとづいてなされたものであり、筆者の立場によって、またその時代によって内容や主張に差異がある。これを概観することによって、監獄部屋に関する利害・関心や世論のあり方を知ることができるし、その時代的・社会的背景を知ることができる。まず、監獄部屋の全体像をとらえるのに有効だと思われるいくつかの数値を、これらの調査の中から整理しておきたい。

2 監獄部屋労働の概要

いわゆる「監獄部屋」問題への世の関心が高まった大正初期から日華事変開始（昭和12年）後の時期までの、土木建設労働者数、死亡・逃走・疾病・受刑者数などの統計を掲げると表1のとおりである。道内土木労働者数はこの間1.3万人から3.0万人のあいだを上下している。道外・道内の雇入比率は実態を示したものではない。道外から雇入れて道内募集の体裁をとっている部分がかかなり多いからである。大正の末から昭和のはじめと日華事変開始後の時期に労働者数が増加している。死亡率・逃走率は大正中期が最大であり、受刑者率は大正後期が最大である。死亡率は最大2.7%（大正7年）、逃走者率は最大35%（大正7年）、受刑者率は最大1.3%（大正11年）であり、土木労働がいかに多くの危険と紛争と恐怖をふくんでいたかを示す数字である。受刑者数は当該年に有罪判決を受けた者の数であり、犯罪検挙者数はその数倍に上る。この点はこのちにふれる。

年々1.3万人から2.0万人台を上下している土木労働者数は北海道の全労働者数の中でそれほど大きな比重を占めるわけではない。同じ時期の

各種労働者数を対比すると表2のようになる。職工・鉱夫数はそれぞれ土木労働者数を上廻っており、漁業労働者の数は他のどの労働者数よりも多い。それにもかかわらず、土木労働者が問題になるのは、それが北海道開拓の基礎的労働だったからであり、またその労働形態が季節的で苛酷で、監獄部屋と称せられるような拘禁組織を伴い、多くの犠牲者を出したからである。土木労働者全体が差別的な評価を受けてきたこと、その犠牲者が闇に葬られたり、何の供養も受けていない例が多いことも、他の種類の労働者と異なる点である。その他では犠牲者の多い点では鉱業労働者が群を抜いており、監獄部屋の性格をもつ点では木材積取人夫があげられる。

表1 土木労働者の雇入・死亡・逃走・解雇状況

単位 人 (北海道庁警察部調査)

種別 年次	雇入人員			死亡	逃走	疾病	受刑	解雇	年末現 在人員
	道外	道内	計						
大正3年	3,673	13,516	17,189	160	4,471		71	9,580	2,907
4	2,201	14,607	16,808	90	4,817		130	10,907	3,741
5	1,663	12,602	14,265	87	5,010		70	9,742	3,127
6	2,711	10,634	13,345	183	4,181	763	37	9,774	4,297
7	5,811	12,077	17,888	484	6,228	2,653	86	10,884	4,503
8	7,753	16,646	24,399	313	6,833	3,228	109	16,861	4,786
9	4,271	16,136	20,407	210	4,724	2,103	151	17,330	4,723
10	(10,723)	(18,583)	19,624	90	3,582	554	144	16,661	3,899
11	3,723	21,792	25,515	104	4,741		339	18,367	3,359
12	3,994	27,732	30,726	127	5,086		247	25,806	2,096
13	2,543	21,512	24,054	87	4,485	1,284	167	20,578	2,443
14	2,368	20,912	23,280	120	4,518	1,430	118	18,178	2,372
昭和1年	3,136	21,362	24,498	130	4,067	1,497	108	20,262	2,145
2	3,093	19,985	23,078	135	4,094	1,559	98	18,971	2,145
3	2,794	22,040	24,834	169	4,057	1,873	96	20,944	1,713
4	3,120	22,040	25,472	239	3,344	2,751	89	21,343	2,170
5	2,318	14,054	16,352	100	2,165		57	14,842	
6	482	12,436	12,918	65	1,388		59	11,099	
7	320	13,210	13,530	48	1,054		19	10,923	
8	498	15,395	16,893	71	1,749		29	14,233	
9	2,160	15,508	17,768	57	1,892		87	16,411	
10	2,669	17,877	20,546	85	1,807		33	18,896	
11	1,594	16,585	18,176	51	1,503		43	16,840	
12	3,913	14,859	18,772	146	1,812		28	13,743	
13	5,450	19,967	25,417	197	2,421		62	20,337	

筆宝康之、「建設業における労資関係制度」(北大経済学研究21-2)による。

() は数値の整合しないもの。

表2 北海道における労働者数の変化

種 別 年 次	職 工	鉱 夫		雇 入 土工夫	漁 業 労 働 者		
			(内)北炭 朝 鮮 人			(内)カム チャツカ	(内)北千島
大正3年(1914)	15,135	22,150	—	17,189		12,035	
4	19,370	21,775	—	16,808	140,062	12,444	
5	23,719	25,697	35	14,265	141,676	12,292	1,860
6	33,485	31,289	370	13,345	146,735	12,696	2,378
7	41,605	33,169	659	17,888	146,720	12,936	1,625
8	33,039	40,269	754	24,399	129,997	16,100	2,958
9	33,938	44,447	703	20,407	131,811	15,362	1,511
10	36,123	28,335	577	19,402	114,133	14,301	702
11	36,898	25,584	907	25,515	125,314	18,516	1,269
12	32,490	29,812	819	31,726	137,014	18,248	1,054
13	31,480	27,684	1,028	24,055	128,630	16,620	1,049
14	31,064	29,993	1,005	23,280	128,873	21,147	815
昭和1年	31,968	28,792	1,206	24,498	136,094	21,472	1,043
2	30,902	31,461	1,323	23,078	140,679	20,552	1,201
3	31,631	33,394	1,505	24,834	134,600	20,902	902
4	30,385	31,579	1,205	25,472	147,224	21,594	945
5	26,732	39,456	540	16,352	139,288	22,227	1,089

筆宝康之「北海道の労働問題」(『新しい道史』24)より作成

昭和7年から12年の時期での、土木労働者の年令別階層や教育程度の調査がある(前掲「北辺の労働と出稼関係」)。昭和12年度をみると(表3)年齢は20歳台と30歳台が圧倒的であり、とくに20歳台が70%近くを占める。20歳以下は1.1%(19歳以下は0.5%)に過ぎず、41歳以上は3.1%(44歳以上は0.6%)に過ぎない。20歳から43歳までが99%を占める。これは土工殖民協会の斡旋した約4,000人の労働者に関する調査で、この機関は労役者使用取締規則などの規制を配慮し、労働者の適合性をもある

表3 昭和12年度 土木労働者年齢別調

年 齢 別	人員数(人)	%
20歳以下	43	1.1
21~30歳迄	2,650	68.2
31歳~40歳迄	1,073	27.6
41歳~50歳迄	121	3.1
51歳以上	1	
合 計	3,888	100.0

(北海道土工殖民協会調)

表4 昭和2年度 労役者年齢表

年 齢 別	人員数(人)	%
20歳未満	397	1.6
20歳以上	10,540	43.6
30歳以上	9,683	40.1
40歳以上	2,800	11.6
50歳以上	749	3.1
合 計	24,169	100.0

「所謂監獄部屋の研究」より

程度考慮しているから、それ以前、またはそれ以外の一般周旋業者の幹旋にはさらに多くの若年・高年の労働者がふくまれていたと思われる。道庁調査による昭和2年の上・下両半期の労役者数を合計した数値の分布を参考までに掲げれば(表4)、30歳台、40歳台の労働者の比重は表3の数値より高くなるが、それでも20歳未満1.6%、40歳以上は14.7%に過ぎない。基本的には若年・高年者には堪えられない土木労働の強度と集中度を示すものといつてよい。

付け加えると、昭和12年の殖民協会紹介の土木労働者3,888人のうち、

表5 道内土木労働者の出身地方別調

単位 人 () は%

	道内	東北	関東	他	計
大正11年	6,565 (25.7)	7,143 (28.0)	3,886 (15.2)	7,908 (31.0)	25,502 (100)
12	9,453 (27.3)	8,391 (24.2)	4,984 (14.4)	11,837 (34.1)	34,665 (100)
13	7,204 (27.4)	5,909 (22.5)	4,425 (16.8)	8,736 (33.2)	26,274 (100)
14	4,569 (19.6)	5,781 (24.8)	4,124 (17.7)	8,806 (37.8)	23,280 (100)
昭和1	4,506 (18.4)	6,367 (25.9)	4,347 (17.7)	9,278 (37.9)	24,498 (100)
2	4,735 (20.9)	5,849 (25.9)	4,264 (18.9)	7,770 (34.4)	22,618 (100)
7	43 (24.4)	35 (19.9)	33 (18.9)	64 (36.4)	176 (100)
8	373 (17.8)	808 (38.4)	419 (19.9)	486 (23.0)	2,106 (100)
9	553 (15.8)	709 (20.2)	902 (25.7)	1,343 (38.3)	3,507 (100)
10	651 (14.7)	862 (19.5)	1,223 (27.6)	1,488 (33.6)	4,425 (100)
11	495 (12.6)	779 (19.9)	1,220 (31.1)	1,430 (36.4)	3,924 (100)
12	995 (14.0)	986 (13.9)	2,381 (33.5)	2,752 (38.7)	7,114 (100)
13	991 (13.0)	979 (13.0)	2,514 (33.3)	3,074 (40.7)	7,558 (100)

大正11年 道庁『季節的移動労働者に関する調査』「土木労働者道府県別募集人員表」

大12-昭2 道庁警察部調査「土工出身地別調」

昭7-昭13 弓削小平「北辺の労働と出稼関係」(北海道土工殖民協会経由の募集労働者)

義務教育未了者は7%、尋小卒は55%、高小卒31%、それ以上6%、不明1%であって、教育程度において他の種類の労働者に劣っていたとは思われない。

つぎに土木労働者の出身地の表を掲げよう。北海道以外の出身が、そのまま道外からの雇入れを示すとは限らないが、道内出身者が25%前後から15%以下へと低落傾向を示していることは、土木労働者の主たる給源が北海道外にあったことを示している。その中で、東北地方出身者はおおむね道内出身者を上廻っているが、関東地方との比較でいえば関東地方の比重は年々増加し、昭和9年以降の準戦時体制期に東北地方を超越し、日華事変後には全土木労働者の3分の1を占めるようになる。このような労働者の他地方からの供給という点が北海道土木労働の特色の一つである。もともと辺境の北海道に労働者供給条件は乏しく、初期には囚人労働に頼らざるを得なかったが、日清戦争以降に移住者が増大してもその大半は農民であり、道内の農村で農民層の分解がはじまった日露戦争以後においても、依然として東北農漁村を中心とする相対的過剰人口が北海道内の季節的不完全労働を充足するという関係にあった。それが大正末期には、関東以南出身者が、東北・北海道の出身者をオーバーするようになる。土木労働者の給源はほとんど全国に広がり、少数ではあるが樺太・朝鮮にもおよび、なかでも、関東から近畿にいたる都市的な地域が有力な給源となってくる。

表6は、前述の司法関係者の調査にあらわれた土工部屋に関する犯罪の数値を整理したものである。監獄部屋の特質を示しているのは、傷害致死・傷害暴行・酷使虐待の件数の高さである。傷害致死・傷害暴行は全検挙件数の1割から2割近くに達し、酷使虐待件数も全体の2割前後からときには3割近くに達する。これらのうち9割内外は世話役や棒頭が検挙されたもので、監獄部屋の残酷物語が現実のものであったことを示している。検挙に至らないで見逃され、闇に葬られた件数はさらに多

表6 土木労働者使用に関する犯罪検挙件数および人員

年	殺人		殺人未遂		傷害致死		傷害暴行				酷使虐待	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	傷害		暴行		件数	人員
							件数	人員	件数	人員		
大正12年	—	—	—	—	4	13	233件		322人		161	160
13	—	—	—	—	2	2	89		120		151	147
14	—	—	—	—	2	2	130		157		154	157
昭和1	—	—	1	1	14	24	136		199		277	288
2	—	—	1	1	7	18	128		308		255	215
3	2	2	—	—	12	32	99		137		192	191
4	4	4	1	1	21	32	159		180		305	302
7	—	—	2	3	2	5	33	46	2	2	64	64
8	—	—	—	—	5	6	40	54	—	—	99	99
9	1	1	1	1	2	2	44	69	3	4	114	115
10	—	—	1	1	1	5	51	67	—	—	106	109
11	1	1	—	—	2	5	39	51	—	—	58	64
12	1	1	—	—	8	12	24	34	—	—	36	36
13	—	—	3	1	2	5	26	35	1	1	58	60
14(6月迄)	—	—	—	—	—	—	10	13	—	—	25	26

「その他」には、窃盗・横領・賭博・暴力行為取締法違反等の犯罪を計上。

「警察罰令」には偽名行為も計上。

「労働者取締規則」には土工部屋の規則違反も計上。

「酷使虐待」は警察犯処罰令に問われたもの。

石田広「所謂監獄部屋の研究」、青森県職業紹介所「北海道に於ける土木労働に関する調査」、弓削小平「北辺の労働と出稼関係」より作成

かったにちがいない。

これらのうち、殺傷・暴行は通常「焼きを入れる」という言葉で表現されるが、殴打・火責め・水責め・逆さ吊りなどを含むリンチである。対象は逃走未遂者、病弱者を仮病として痛めつけるもの、作業のおそいものを怠業として痛めつけるもの、口答えその他反抗的と認定されたもの、故意に放逐するために逃走に追いこもうとするもの、などである。酷使虐待は「仕事責め」「賃金責め」「食事責め」の「三つ責め」といわれ、これは「長い」「安い」「まずい」の「三つい」が対応する。使い殺しの長時間労働、前借・歩引・必需品の高値販売などによる手取り賃金カット、粗食に加えて等級差別・減食・禁食などの虐待が加わる。病者・

いわゆる「監獄部屋」労働の社会的背景

庁令違反		その他								計			
件数		人員		件数				人員				件数	人員
警察罰令	労働者取締規則	詐欺		兵役法		その他		件数	人員				
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員			件数	人員		
266件	192人	286件				370人				910	1,057		
224	219	168				241				635	732		
141	143	159				163				586	622		
226	119	188				212				842	943		
475	642	254				318				1,121	1,503		
354	338									932	968		
466	447									1,259	1,221		
52	52	72	66	30	30	8	8	37	43	303	319		
58	58	145	140	94	101	14	14	25	30	478	502		
66	66	236	226	139	141	3	3	50	71	651	696		
47	47	289	278	98	100	5	5	40	47	644	669		
51	47	112	105	23	23	—	—	30	69	317	365		
15	15	84	84	51	51	3	3	36	44	260	280		
82	82	61	61	77	88	2	2	56	54	368	391		
13	13	60	60	23	20	8	7	21	60	160	199		

弱者にたいする労働強制もまた酷使虐待である。

これら監獄部屋の実態については、上述の諸調査は相当具体的に扱っており、部屋の建築構造もふくめて、筆宝の業績がよくとりまとめているから、ここにはこれ以上くり返さない。

監獄部屋の調査研究は多かれ少なかれその廃止改善の主張を含んでいる。この種の主張や運動、さらに官憲の取締りによって、監獄部屋は衰えたのかどうか、実際には連綿として北海道開拓の基礎を支えてきたわけだが、その間の変化をどうとらえるか、批判や攻撃にさらされながら生きつづけたのは何故か、などの諸点が問題となる。

3 殉難・受難者発生の時代的背景

明治30年（1897）前後から敗戦後数年間までの、約半世紀にわたる監獄部屋システムの中にも、いくつかの時代的な変化を見ることができる。筆宝はこれを、大正12年（1923）までの確立期、大正13年から昭和4年（1929）までの再編期、昭和5年から11年までの沈衰期、昭和12年以降の再建期に区分している。

確立期を特徴づけるのは、王子製紙・日本製鋼所などの大資本の進出と国有化以降の鉄道網の拡張と、第一期拓殖計画による道内土木工事の飛躍的拡大であり、死亡・逃走・受刑人員の増大に見られるような酷使虐待の増大である。第一次大戦の戦時から戦後にかけてこの傾向が著しいが、同時に新聞による酷使虐待の事実の調査・報道・批判が活発化し、社会政策担当官庁の調査もはじまり、キリスト教的・人道主義的・社会主義的なさまざまな立場からの批判や廃絶運動もあらわれてくる。北海道庁も大正8年には労務者募集取締規則、労役者使用取締規則を定めて取締りを開始する。統計上、土木労働者の死亡率・逃亡率が大正10年ごろから減少し、逆に受刑率が増加するのは、取締りの効果を示しているのかも知れない。

再編期はこのような取締りが本格化し、監獄部屋システムもそれに対応した再編を余儀なくされた時期だと筆宝は述べる。しかし、再編といっても、それは取締りの目を逃れるための蔭蔽工作や虐待の陰湿化を意味しており、この時期は、土木労働者総数でも、死亡・逃亡者数でも、以前の時期とそう変わらない。むしろ次の沈衰期とあわせてシステムの再編と考えた方がよいのではないかと思われる。

沈衰期とされる時期は、昭和5、6年以降のいわゆる準戦時体制であるが、土工労働者数全体の減少、監獄部屋廃止改善論の強まり、それに対応する形での労務者募集組織の改善としての土工殖民協会の設立（昭和7年）などがあって、死亡・逃走者、受刑者の数や比率も前の時期よ

り減少している。しかし、土工殖民協会が供給できたのは土木労働者の一部だけであり、監獄部屋の実態が著しく改善されたわけではない。沈衰期というよりは、前の時期とあわせて、再編過程と見た方がよさそうである。

再建期は昭和12年日華事変勃発以降の戦時期であり、従来の形態の監獄部屋の再建拡大に加えて強制連行者、徴用者、俘虜などが強制就労させられ、新たな犠牲者を生む時期である。

以上のような、いくつかの段階的な変化は、社会経済情勢に左右される建設業全体の動向と、土木労働にまつわる罪悪、弊害に関する批判・取締り・改善などの動向とによってもたらされたものである。しかし、それらは部分的な変化ないし再編であって、非人道的な酷使虐待や暴行致死の事実が消滅するわけではなかった。小樽区裁検事弓削小平の「北辺の労働と出稼関係」（昭和15年）も、「監獄部屋は現存す」と題して、「往時に比し積極より消極へと漸次其の形態を変じ、而かも漸減しつつありたる監獄部屋は、今時の日支事変に際会するや抬頭し、---- 労力資源の払底に拍車附けられて、本夏以降監獄部屋の再現激増を来し、各地に酷使、虐待、惨虐なる血生臭き殺傷事件を頻発するに至れることは聖代の今日誠に遺憾至極である」と述べている。とすると、監獄部屋的な労働形態は、この北海道においては相当根強い必然性をもって存在したのだと考えざるを得ない。なぜそうなのか。あれだけ多くの批判を浴び、取締りの手も加えられたにもかかわらず、監獄部屋はなぜ温存されたのか、廃止・改善をめぐる論議がもっともさかんだった昭和6～8年の時点をとって考えて見たい。

4 監獄部屋発生の原因

上記の諸調査は、監獄部屋の非人道的実態を強く非難している。「斯る文明に有り得ざる処遇酷使---- 人道の為め救はれよ ----」(大正11年二重

橋で自爆死した藤田尚次郎の上奏文)、「文明の中にとり残された一つの暗黒世界」(石田広、前掲、昭和3年)、「北海道の恥づべき欠陥----北海道の社会的病源の巣窟」(竹谷源太郎、前掲、昭和6年)、「北洋の極地に此の暴虐非道(かに工船)----原始の森深き荒地に鬼畜に等しき幹部の爲めに酷使にさいなまれている所謂監獄部屋」(寺山朝「北海道における土工部屋」商学討究5の下、昭和6年)など。寺山は小樽高商の卒業生、のちに太平洋炭礦の社長となる人である。

これだけの非難や義憤の声を浴び、新聞記事もまた、口を極めて暗黒世界を攻撃しているのにもかかわらず、監獄部屋があとを絶たなかったのはなぜか。

警察と法令の取締りによって、多少の改善をみたと思われることは上述したとおりである。しかし、北海道庁社会課長竹谷源太郎の「わずかに労働者募集取締令及び労役者使用取締規則に依って、取締監督を為し来ったのは、監獄部屋に於ける悪事の枝葉末節をただ気休めに、いじくり廻して来たに過ぎぬと評しても過言ではあるまい」という評価も無視できない。警察の取締りが不徹底で、むしろ業者や親方・幹部となれ合ってしまうおそれもあったことは、論者の多くが指摘したことであった。当時の警察部長通達をみれば、取締の励行を呼びかけながら、それがおごなりに流れて土工夫の信頼を得られない状況を読みとることができる。しかし、監獄部屋の横行を警察力の不備だけに帰すことはできない。監獄部屋の存在には、それなりの社会経済的な背景があるからである。

また、土工夫虐待の事実は東北地方・北関東・信越地方の水力電気・鉄道工事などにも見られるにもかかわらず、「所謂監獄部屋なるものは北海道の特産物」(石田、昭和3年)というのが一般的な理解であった。監獄部屋の発生原因を考える場合、北海道に特有の条件を考慮せねばならない。

監獄部屋発生の原因として、石田検事は工事請負制と募集制度を挙げ

ている。竹谷課長も監獄部屋にたいする外科的大手術として、前借募集人夫の雇傭絶対禁止と入札その他請負制度の改善の二つを主張している。

請負制度の弊害とは、泡沫業者をふくむ多数の競争入札による低価請負、業者間の談合金の徴収、親請から孫請にいたる重層的請負による実質工事費の切下げ、これらの付けがすべて労働の強化と労働条件の悪化、中間搾取にふり向けられることをいう。無理を承知で工事を請負い、無理を通して現場から利益をあげようとするからである。「監獄部屋の弊害は工事請負業者の不徳義と彼れの暴利に出発している。」と石田検事は言う。

募集制度の弊害とは、いうまでもなく「周旋屋」とその手先である「募集屋」、その最先端の「ポンビキ」にいたる詐欺誘拐まがいの労働者募集機構と、前借金を負わせて労働者を拘束する募集形態である。募集自体が不正手段をふくむだけでなく、土木労働に不適合な労働者の狩り集めや、ふれ込みと異なる現場にたいする労働者の不満や恐怖をもたらすことや、酷使虐待・逃亡者私刑の根拠となった前借金など、募集制度の弊害が最後まで土木事業に禍する。石田検事は「監獄部屋は周旋屋の二階より」という言葉を繰返し引用している。

さらに高額な募集費が工事費を圧迫する。請負業者から周旋屋に支払われる道外からの労働者1人当りの募集費は、大正後期から昭和戦前期にかけて100円から150円程度である。労働者への支度料・汽車賃や些細な飲食費・遊興費をふくれ上がらせた前借金はそのうち20～30円程度であった。従って1人当たり100円近い金額が募集・護送の費用として周旋屋に支払われる。

監獄部屋改善の方策は主としてこの募集制度に向けられ、昭和7年には道庁建築課長塩谷勇の主唱で、労働者斡旋機関としての北海道土工殖民協会が設立され、さらに昭和13年に職業紹介事業が国営化されると北

海道労働福利協会に改組して国営職業紹介所の外部団体になった。労働福利協会の試算では募集の実費は前借金を含めても30円ないし45円であり、従来の周旋屋の暴利は明らかであった。しかし、従前の募集費がそのまま裏金として周旋業者に支払われるという実態がつづく。労働者の不足、とくに道外労働者移入の必要性、労働需要の短期性と不安定性といった事情の中では、依然として周旋業者の組織的暴力的な募集機構を排除できなかったのである。土工殖民協会の供給した土木労働者は、道内労働需要の半分程度に止まっている。

このように過大な募集費は「周旋屋の天国」をもたらすとともに、一方で工事費の無理やりの切りつめ、一方で多額の出費を回収するための労働者の虐待と監禁、「使い殺し」を結果することになった。

監獄部屋発生の原因を、筆宝は前掲論文の中で、人力施工に依存する土木工事生産力の低位と、入札請負制度による工事費の切り下げと、周旋屋組織による募集費の高さと、これに挟みうちされる零細請負業者の弱体と、これに拍車をかける幹部・玄人土工夫の人的欠陥（野蛮性や刹那性）とに要約している。人的欠陥に着目したのは前にふれた寺山朝であった。寺山はまた前掲論文の中で、監獄部屋が超世間的な存在であり、一般市民は「恐ろしき不可抗力的な別の世界との観念の下に此問題より遠ざか」る傾向があることを指摘している。土工世界の一般社会からの隔絶と差別である。このことが監獄部屋の存続に力を貸したのは寺山の指摘するとおりであろう。

一方、北海道に固有の条件として常識的に考えられるのは、前にふれた北海道の工期の季節性と労働需要の不安定性、農民層の分解による労働力析出が弱いこと、遠隔地労働力の需要、現場が概して山間奥地や開拓地にあり、社会的監視や治安警察の影響が及びにくいことなどであろう。さらに、北海道の土工部屋が一般の飯場組織と異って、親分・子分・兄弟分の身分的支配結合関係が稀薄であり、あったとしても親方・幹部

間にしか通用せず、全般的にむき出しの暴力支配と利益追求が優勢だったことも、監獄部屋の暗黒性を強めることになったであろう。

最後にこのようなシステムを生み出し、打破できなかった理由として、その出発点、あるいは根底に北海道開拓の要請があったことにふれておこう。昭和7年には道庁長官出席の下に「土工部屋改善座談会」が開かれて、請負業者と竹谷を中心とする道庁担当官との間に論戦が交わされたが、請負業者の監獄部屋温存論は次の諸点をあげていた。すなわち、土木事業官営論や斡旋機関公営論にたいして、官営化は土木業界の民業を圧迫するものであり、官営土木工事の半分の日数でタコ部屋は工事を仕上げることができる、つまり官営事業は工事を遅らせるという。また官営にすれば工費ははるかに割高になるとも主張する。つまり、タコ部屋がいかに低廉な工費で能率的に工事を完成させるかを力説し、北海道開拓の進展に不可欠なものだと主張したのである。

竹谷はこのような主張を念頭において、その「監獄部屋廃止論」の中で、前借によらない普通人夫（信用人夫）とタコ労働者との間に労働能力の差はないこと、タコ労働者の募集と労働強制に要する費用は1人1労働日当たり約80銭（一般的一日賃金の3分の2前後）に達し、高價な労働力と見なければならぬこと、を強調している。これは正常な比較であって、このような労働力をもってして不可能と思える低廉迅速な工事遂行が実現したのは、労働の強化、労働時間の延長、賃金の切下げ不払い、支度品販売の中間搾取、そして不正工事のあの手この手のすさまじさによるのである。

土木請負業者の主張のなかには、監獄部屋こそが未開の地北海道の急速な開拓を果たしてきたのだという意味合いがある。それはまぎれもない事実である。以下、北海道開拓と土木工事との関連についてふれておこう。

5 北海道開拓と土木労働

表7は、北海道庁警察部の調査をもとにした入込労働者数の概観である。北海道庁統計書は毎年の入込労働者数を各警察署管内別に掲げている。大正7年からは各市町村別の数字も掲げている。入込労働者の数字は砂金鉱・硫黄鉱・石炭鉱などへの入込を含む数字であるが、本表は入込労働者のうち「土坑」と分類された労働者数だけを抜き出して各支庁管内別に集約したものである。調査方法が異なるためか、前掲の表1の土木労働者数より大分下廻る数字になっている。ただ、地域別・年次別の土木事業の趨勢をみることはできるだろう。

人数の前に*をつけたのは、その支庁管内でもっとも入込労働者の多かった時期である。大きな傾向として道南地方から道北・道東へ移動して行き、開拓の進展と歩調を合せて土木事業が展開していると思われる。そして空知・上川地方は一貫して、多量の労働者が入りこんでいる。

ある時期にとくに入込労働者が多かったような地方には、それぞれの背景があったにちがいない。大正初期に渡島と後志地方への入込労働者

表7 各支庁管内入込労働者数（土坑）

	明44-大3	大4-7	大8-11	大12-昭1	昭2-6	昭7-10	計
石狩	824	1,164	3,284	7,396	1,884	* 10,003	24,555
渡島	* 8,263	1,104	2,743	3,608	3,276	2,342	21,336
檜山	172	223	* 2,419	408	641	2,295	6,158
後志	* 8,413	3,614	3,176	5,545	4,537	3,270	28,555
空知	13,892	6,374	3,688	8,633	14,202	* 16,673	63,462
上川	7,407	1,041	1,256	9,363	* 12,408	7,531	39,006
留萌	354	259	* 2,105	360	160	382	3,620
胆振	1,873	* 3,157	1,792	2,990	457	1,744	12,013
日高	432	932	547	1,265	398	* 1,924	5,498
十勝	1,981	1,246	3,848	* 9,131	6,166	6,421	28,793
釧路	933	* 3,507	530	2,874	2,337	2,719	12,900
根室	48	387	888	1,100	74	* 1,636	4,133
網走	4,161	2,647	1,882	3,370	2,870	* 4,328	19,258
宗谷	643	2,450	* 5,211	651	1,151	1,389	11,495
計	49,396	28,105	33,369	56,694	50,561	62,657	280,782

1. 各警察署管内への入込労働者数を支庁別に合算した。
2. 昭和3年の数字を欠く。昭2～6年の欄は昭3年を除く4年間の合計。

が多いのは、函館築港や小樽築港の工事がいくらか影響していないだろうか。大正前期に釧路支庁管内に入込労働者が多いのは、根室線の建設と釧路築港の工事が関係しており、留萌管内の入込労働者がとくに大正後期に多いのは、留萌築港の工事と留萌線・羽幌線の工事が関係しているにちがいない。同じ時期の宗谷管内も稚内の築港と宗谷線・天北線の工事が進んでいた。

このように、北海道の土木事業は鉄道や港湾、道路開削などすべての面で国の財政支出に負うところが大きい。最大の柱は第一期（明治43年～昭和元年）、第二期（昭和2年～21年）両次の拓殖計画による拓殖費支出であり、それに次ぐのが国有鉄道各線の建設である。明治20年代の囚人労働による道路開削と、北海道炭鑛鉄道会社の新線建設を前史として、30年代に入ると旭川第七師団の建設、34年からの園田十年計画などによって本格的な土木建設時代に入る。土木請負業者が急増したのも明治30年代前半であった。監獄部屋システムの出発がこの時期に求められることは前にふれたとおりである。

しかし、本当の土木ラッシュ時代は明治末以降である。明治39年の鉄道国有化、明治43年からの第一期拓殖計画（以下第一拓計とする）がその引金となった。園田十年計画は約1,000万円の拓殖費を10年間に支出する計画だったが、第一拓計は7,000万円の拓殖費を15年間に支出する計画で、その規模は格段に大きい。しかも第一拓計は「土木計画」と呼ばれるだけあって、道路橋梁・河川・港湾の各工事に投下される金額の合計は7,000万円の拓殖費のうちの83%を越える。しかもこれは計画成立段階の数字であり、第一次大戦をはさむ経済膨張により、明治43年から昭和元年までの17年間に支出した拓殖費の実施額は1億6,000万円に達した。

これに国有化された鉄道の幹線建設が加わる。網走線、留萌線、宗谷線、天北線、池北線、名寄線、根室線などの各本線が完成するのはおおむねこの時期であり、これに民間企業としては日本製鋼所・王子製紙な

表8 公共資本形成に対する拓殖費支出

単位 千円

年次/費目	道路橋梁費	河川費	治水費	港湾費	小計(A)	拓殖費計(B)	A/B(%)
明43-44	1,779	300	104	1,800	3,983	5,878	67.8
大1-5	4,205	697	265	5,397	10,564	15,292	69.1
6-10	12,131	2,971	5,969	12,446	33,217	48,893	67.9
11-15	20,691	4,083	12,215	15,894	52,883	92,790	57.0
昭2-6	23,779	3,508	12,805	13,685	53,777	126,686	42.4
7-11	26,599	3,841	15,246	14,786	60,472	129,903	46.6
12-16	18,861	4,642	14,972	15,170	53,645	158,440	33.9
17-21	140,368	6,055	13,909	29,000	189,332	1,310,442	14.4
計	248,413	25,797	75,485	108,178	457,873	1,888,304	24.2

『第一期報文』『第二期概要』による。

どの大工場建設が加わって、土木ラッシュ時代が現出したのである。監獄部屋の確立期から取締強化に入る時期が、この土木ラッシュ期と対応している。

昭和期を規定する第二期拓殖計画（以下第二拓計とする）の規模はさらに飛躍したが、建設関係経費の比重は低下した。実施額はさらに低下して、道路・河川・治水各費は計画の2分の1ないし3分の1の支出が行われたに過ぎない。西尾幸三『北海道の経済と財政』（昭和28年）の表を借りれば表8のとおりであり、第一拓計期の規模と著しい差はない。昭和21年だけは極端な戦後インフレ下で例外的な数字を示している。

このほか、大きな比重を示すものに土地改良費がある。第一拓計の中ごろ、大正9年以降活発化した事業で、第一拓計期に約1,000万円、第二拓計期に（昭和21年を除いて）1億円強を投じた。昭和7年を例にとれば、313万円を投じて、客土工事補助・灌漑溝設計・灌漑溝工事補助・土功組合特別助成・造田補助などを行なっている。水田の造成を目的とし、260に及ぶ土功組合を助成補助して工事を進めた。補助率は50%前後だから、土地改良費は、国費の支出額以上の土木工事量を生み出したことになる。道路や港湾の建設工事とならんで土木事業の大きな柱である。またこの時期になると、民間事業として藻岩・虻田などの水力発電所工事、ダム建設などが開始され、土木事業も多様化されてくる。

鉄道工事に関していえば、昭和初年から昭和12年ごろまでは鉄道支線の工事が活発である。瀬棚線・江差線・広尾線・石北線・深名線・羽幌線・日高線・札沼線・興浜線などは、おおむねこの時期に完成し、松前線も着工されている。

それでは、拓殖費などの国庫支出はどの程度の土木労働者の需要をもたらしたのだろうか。明治43年の第一拓計成立時点で、北海道庁の西村土木部長は土木請負業者にたいし、7,000万円の拓殖費支出によって、15年間に延3,700万人の土木労働者を必要とするだろうと述べた。これは、年間180日の就労として、年々13,700人の労働者を必要とする、という意味になる。

また、西尾幸三は前記の著書の中で、昭和7年の拓殖費のうち、道路橋梁・河川・治水・港湾費の合計12,956千円にたいし、労賃部分を8,286千円と推計し、年間300労働日として20,574人の臨時雇傭を生じたと推定している。臨時的雇傭のすべてが土木労働者とはいえないが、逆に年間300労働日というのは無理な設定だから、実際に2万人を越える労働者需要を生んだはずである。

これらに、鉄道建設・土地改良事業・戦時下の軍工事などを加えれば、北海道における大部分の土木労働は国費支出にかかわる工事に吸収されたことになる。北海道の土木事業は、そのほとんどが開拓とかかわっており、北海道庁と土木請負業者との強い結びつきもここから生れた。西村土木部長は前記の談話の中で「将来道庁と土木請負業者の関係は自ら一層親密にならざるべからず。思ふに両者の関係は恰も車の両輪の如し----土木請負業者は重要なる私設の国家機関なりと謂ふことを得」(殖民公報55号、明治43年)と述べた。昭和期に入って、監獄部屋の廃止と存続をめぐる、道庁担当官と請負業者の間で論戦が行われたのも、このような背景があったからであり、拓殖政策の遂行という要請があるかぎり、監獄部屋の改善はあっても、それを一掃することは不可能だったと

考えられる。昭和12年以降の戦時下の労働の背景は多少異って、開拓というだけでなく、出征労働力の補充・軍事目的による工事などの要因が重なり、労働者も強制連行者や徴用・動員労働者が一方の柱となる。一端縮小傾向に入った監獄部屋の労働形態が再び強化され、多くの犠牲者を生み出した。しかし、元来監獄部屋発生の社会的要因の相当の部分が、北海道の辺境植民地的な特質に帰せられるものであり、土木労働の広範な需要が拓殖政策によって生み出されたものであることを考えれば、監獄部屋の社会的背景を、広い意味で北海道の開拓そのものにあったと考えることは誤りでないであろう。

付 記

本稿は昭和59年度から63年度にかけて行われた北海道開拓殉難者調査の結果をとりまとめるのにあたって、開拓の暗部といわれた監獄部屋（タコ部屋）労働に関して一定の展望を得ておきたいと考えて整理したもので、それ自体北海道へ提出した『北海道開拓殉難者調査報告書』（平成3年3月 北海道総合文化開発機構）の一部をなしたものである。この報告書は、調査結果のみならず、本稿にも関連する従来の諸調査や評論・新聞記事などを抄録しているので、全体を見ていただくことが望ましいが、おそらく一般の方々の目にふれる機会が少ないのではないかと思われる。そのため、独立した論考の体裁に改めてこの『紀要』に掲載していただくことにした。開拓殉難者に関する調査が行われたことだけでも知っていただければ仕合せである。